

使用申込方法と手順

美幌町民会館使用手続き等について

☆基本事項

- ①申込は1年前からとなります。(1年前以前は受け付けません)
- ②電話・口頭での予約は、申込初日(1年前)を除き受け付けます。予約後1週間以内に申請書を提出して下さい。(1週ンを過ぎますとキャンセルとなります)
- ③びほーるについては、本番使用を優先するので、練習使用の申請は2か月前からとなります。

1) 使用の受付

- ①1年前の申請書受付は9:00からとなりますので、9:00前には町民会館受付にお越し下さい。
※9:00時点で複数の申請団体がある場合は、その場で抽選となります。
※リハーサル・本番の関係により、使用が複数日に亘る場合についても、1日ごとに申請(抽選)が必要となりますのでご注意ください。

例) 2020年9月12日で使用したい場合

- 2019年9月12日午前9時までに町民会館受付前に待機
- 午前9時と同時に使用決定 ※希望者が複数の場合は抽選
- 申請書提出(使用料の納入は詳細決定後で結構です)

- ②9:00を過ぎますと、電話での申し込みを含めて先着順となります。
- ③公用使用は1年2か月前から申請書を受け付けているので、申請日前に日程を確認して下さい。
※確認方法～町民会館へ電話もしくはホームページでの確認
- ④全国・全道大会招聘、全町的な青少年健全育成に資する事業、美幌町芸術文化振興事業を実施される団体は、1年2か月前に町民会館へ相談下さい。
- ⑤使用申請書への記載は事務室で記載して頂きますが、インターネットを利用される方は、当HPから様式第1号をダウンロードのうえ、事前記載頂いても結構です。
- ⑥メールによる使用申請も受け付けますが、1年前申込の抽選対象とはなりませんのでご了承下さい。(抽選に本人不在のため) [送付先 kaikan@town.bihoro.hokkaido.jp](mailto:kaikan@town.bihoro.hokkaido.jp)
- ⑦使用料は事前納付となっています。(料金表は別ページをご覧ください)
- ⑧減免を受ける場合は、減免申請書(様式第5号)の提出が必要となります。
※減免申請書には会員名簿が必要です。(年度1回目の減免申請時のみ)
※減免基準は別ページをご覧ください。
- ⑨発表会等で入場料(チケット販売含)を徴収する場合は、チケット単価が1,000円を超えると営利活動と判断し、減免は受けられませんのでご了承下さい。
※発表会にプロの演奏家等を招聘する等、特別な事情によりチケット料を1,000円以内に抑えられない場合は別途協議しますので、文化振興担当にご相談下さい。

2) その他

- ①びほーるの申し込みには、ギャラリー・楽屋1・2・3が含まれます。
- ②びほーる舞台のみ使用の場合は、別途申請が無い限り楽屋は使用できません。